

議 案 第 67 号

松戸市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市民センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市民センターの使用料に関する規定等を整理し、利用者の利便性の向上を図るため。

## 松戸市市民センター条例の一部を改正する条例

松戸市市民センター条例（昭和49年松戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び別表第3」を削る。

別表第1 松戸市東部市民センターの項及び松戸市稔台市民センターの項中「談話室」を削る。

別表第2中「施設」を「区分」に改め、同表に次のように加える。

ながいき室	50以上～100未満	1	—	320
附属設備及び備品	市長が定める額			

別表第2備考第1項から第3項までの規定中「場合の使用料」を「場合の施設使用料」に改め、同表備考第4項及び第5項を削る。

別表第3を削る。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。